

# 免許申請書 (裏面)

収入印紙以外のものを貼付しないで下さい。

郵便局等で所定額（平成29年6月1日現在1,500円）分の収入印紙を購入し、貼って下さい。

- 必ず日本政府発行の収入印紙を貼ってください。地方自治体の発行する証紙ではありません。
- 1枚でこの金額のものはないので、何枚かを組み合わせて、この金額分を過不足のないように貼ってください。（一旦、納付した手数料を返還することはできませんので、ご注意ください。）
- 申請書の書き損じの場合を考え、収入印紙は申請書の記入が終わり、誤りのない事を確認してから貼るようにして下さい。
- 収入印紙は消印しないで下さい。

申請書の裏面に免許試験合格通知書等を貼付しないで下さい。

様式第12号(第1条の3、第1条第4項) (裏面)

【書き方】

- で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学的読取装置（OCR）で正確に読み取りを行うので、この用紙は巧みなり、穴をふけたり、必要以上に折り曲げたり、のり付けをしないで下さい。
- 記入すべき事項のない欄又は記入枠は、空欄のままとし、事項を選択する場合には該当事項を○で囲むこと。
- 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、枠からはみ出ないように大きなカタカナ及びアラビア数字で明確に記載すること。  
なお、顔名及び申請番号は同一の記入枠に「カ」及び「シ」を記入すること。
- 免許申請の場合、「申請者氏名」、「生年月日」及び「住所」の欄に記入した事項を照らす書面（以下「本人確認書類」という。）並びに免許を受ける資格を有することを証する書面を添付すること。
- 免許更新受付申請の場合は、運転によるものにあつては本人確認書類、損傷によるものにあつては既前の免許証及び記載事項の真向を証する書面を添付すること。
- 免許証書申請の場合は、既前の免許証及び免許の有効期限の更新を受ける資格を有することを証する書面を添付すること。
- 免許更新申請の場合は、既前の免許申請に併せ、既交付の免許証の免許更新申請を行う場合（新たに試験に合格した方が、既交付の免許証の再交付、書替を申請する場合は、先に既交付の免許証の再交付、書替の申請を住所地の労働局（又は交付局）で行って下さい。）
- 新しい免許申請に併せ、既交付の免許証の免許更新申請を行う場合
- 新しい免許申請に併せ、既交付の免許証の再交付又は書替申請を行う場合
- 「1」が記入されていることを確認すること。また、「④」受付先希望欄に「1」が記入されていることを確認すること。
- 免許申請書の外に旧様式免許証を所持する者は、「1」を記入し、下記の免許種類コード表を参照して記入すること。
- 住所と免許証の交付先が同じ場合は「0」、異なる場合は「1」を記入し、送付先欄に送付先を記入すること。
- 免許申請条件が住所と異なる場合は「1」を記入し、「④」受付先希望欄に「1」が記入されていることを確認すること。
- 免許申請書の外に旧様式免許証を所持する者は、「1」を記入し、下記の免許種類コード表を参照して、○の下の該当する免許種類を○で囲み、所管免許申請欄（別紙）に記入すること。

(住所地・交付局コード一覧)

北海道	01	旭川	09	石川	17	滋賀	25	岡山	33	佐賀	41
青森	02	胆野	10	福井	18	京都	26	広島	34	長崎	42
岩手	03	盛岡	11	山梨	19	大阪	27	山口	35	熊本	43
宮城	04	千歳	12	長野	20	兵庫	28	徳島	36	大分	44
秋田	05	東京	13	岐阜	21	奈良	29	香川	37	宮崎	45
山形	06	神奈川	14	静岡	22	和歌山	30	愛媛	38	鹿児島	46
福島	07	新潟	15	愛知	23	鳥取	31	高知	39	沖縄	47
茨城	08	富山	16	三重	24	島根	32	福岡	40		

(免許種類コード表)

コード	免許の種類	21	免許の種類	27	免許の種類
10	普通自動車	21	普通自動車	31	特殊自動車
11	大型自動車	22	大型自動車	32	特殊大型自動車
12	中型自動車	23	移動式作業機	33	特殊大型特殊自動車
13	小型自動車	24	移動式作業機(特殊)	34	特殊大型特殊自動車(特殊)
14	軽自動車	25	クレーン・デリック運転士	35	特殊大型特殊自動車(特殊)
15	中型大型自動車	26	クレーン・デリック運転士(特殊)	36	特殊大型特殊自動車(特殊)
16	特殊自動車	27	クレーン・デリック運転士(特殊)	37	特殊大型特殊自動車(特殊)
20	クレーン・デリック運転士	30	クレーン・デリック運転士(特殊)	38	特殊大型特殊自動車(特殊)
			クレーン・デリック運転士(特殊)	39	特殊大型特殊自動車(特殊)
			クレーン・デリック運転士(特殊)	40	特殊大型特殊自動車(特殊)
			クレーン・デリック運転士(特殊)	41	特殊大型特殊自動車(特殊)
			クレーン・デリック運転士(特殊)	42	特殊大型特殊自動車(特殊)
			クレーン・デリック運転士(特殊)	43	特殊大型特殊自動車(特殊)
			クレーン・デリック運転士(特殊)	44	特殊大型特殊自動車(特殊)
			クレーン・デリック運転士(特殊)	45	特殊大型特殊自動車(特殊)
			クレーン・デリック運転士(特殊)	46	特殊大型特殊自動車(特殊)
			クレーン・デリック運転士(特殊)	47	特殊大型特殊自動車(特殊)
			クレーン・デリック運転士(特殊)	48	特殊大型特殊自動車(特殊)
			クレーン・デリック運転士(特殊)	49	特殊大型特殊自動車(特殊)
			クレーン・デリック運転士(特殊)	50	特殊大型特殊自動車(特殊)
			クレーン・デリック運転士(特殊)	51	特殊大型特殊自動車(特殊)
			クレーン・デリック運転士(特殊)	52	特殊大型特殊自動車(特殊)
			クレーン・デリック運転士(特殊)	53	特殊大型特殊自動車(特殊)
			クレーン・デリック運転士(特殊)	54	特殊大型特殊自動車(特殊)
			クレーン・デリック運転士(特殊)	55	特殊大型特殊自動車(特殊)
			クレーン・デリック運転士(特殊)	56	特殊大型特殊自動車(特殊)
			クレーン・デリック運転士(特殊)	57	特殊大型特殊自動車(特殊)
			クレーン・デリック運転士(特殊)	58	特殊大型特殊自動車(特殊)
			クレーン・デリック運転士(特殊)	59	特殊大型特殊自動車(特殊)
			クレーン・デリック運転士(特殊)	60	特殊大型特殊自動車(特殊)
			クレーン・デリック運転士(特殊)	61	特殊大型特殊自動車(特殊)
			クレーン・デリック運転士(特殊)	62	特殊大型特殊自動車(特殊)
			クレーン・デリック運転士(特殊)	63	特殊大型特殊自動車(特殊)
			クレーン・デリック運転士(特殊)	64	特殊大型特殊自動車(特殊)
			クレーン・デリック運転士(特殊)	65	特殊大型特殊自動車(特殊)
			クレーン・デリック運転士(特殊)	66	特殊大型特殊自動車(特殊)
			クレーン・デリック運転士(特殊)	67	特殊大型特殊自動車(特殊)
			クレーン・デリック運転士(特殊)	68	特殊大型特殊自動車(特殊)
			クレーン・デリック運転士(特殊)	69	特殊大型特殊自動車(特殊)
			クレーン・デリック運転士(特殊)	70	特殊大型特殊自動車(特殊)
			クレーン・デリック運転士(特殊)	71	特殊大型特殊自動車(特殊)
			クレーン・デリック運転士(特殊)	72	特殊大型特殊自動車(特殊)
			クレーン・デリック運転士(特殊)	73	特殊大型特殊自動車(特殊)
			クレーン・デリック運転士(特殊)	74	特殊大型特殊自動車(特殊)
			クレーン・デリック運転士(特殊)	75	特殊大型特殊自動車(特殊)
			クレーン・デリック運転士(特殊)	76	特殊大型特殊自動車(特殊)
			クレーン・デリック運転士(特殊)	77	特殊大型特殊自動車(特殊)
			クレーン・デリック運転士(特殊)	78	特殊大型特殊自動車(特殊)
			クレーン・デリック運転士(特殊)	79	特殊大型特殊自動車(特殊)
			クレーン・デリック運転士(特殊)	80	特殊大型特殊自動車(特殊)
			クレーン・デリック運転士(特殊)	81	特殊大型特殊自動車(特殊)
			クレーン・デリック運転士(特殊)	82	特殊大型特殊自動車(特殊)
			クレーン・デリック運転士(特殊)	83	特殊大型特殊自動車(特殊)
			クレーン・デリック運転士(特殊)	84	特殊大型特殊自動車(特殊)
			クレーン・デリック運転士(特殊)	85	特殊大型特殊自動車(特殊)
			クレーン・デリック運転士(特殊)	86	特殊大型特殊自動車(特殊)
			クレーン・デリック運転士(特殊)	87	特殊大型特殊自動車(特殊)
			クレーン・デリック運転士(特殊)	88	特殊大型特殊自動車(特殊)
			クレーン・デリック運転士(特殊)	89	特殊大型特殊自動車(特殊)
			クレーン・デリック運転士(特殊)	90	特殊大型特殊自動車(特殊)
			クレーン・デリック運転士(特殊)	91	特殊大型特殊自動車(特殊)
			クレーン・デリック運転士(特殊)	92	特殊大型特殊自動車(特殊)
			クレーン・デリック運転士(特殊)	93	特殊大型特殊自動車(特殊)
			クレーン・デリック運転士(特殊)	94	特殊大型特殊自動車(特殊)
			クレーン・デリック運転士(特殊)	95	特殊大型特殊自動車(特殊)
			クレーン・デリック運転士(特殊)	96	特殊大型特殊自動車(特殊)
			クレーン・デリック運転士(特殊)	97	特殊大型特殊自動車(特殊)
			クレーン・デリック運転士(特殊)	98	特殊大型特殊自動車(特殊)
			クレーン・デリック運転士(特殊)	99	特殊大型特殊自動車(特殊)
			クレーン・デリック運転士(特殊)	100	特殊大型特殊自動車(特殊)

- 取付先希望欄の欄をクレーンに限定し、かつ、クレーンの種類を指定しないクレーン・デリック運転士免許をいうこと。
- 取付先希望欄の欄をクレーンに限定しないクレーン・デリック運転士免許をいうこと。（平成18年6月1日以前）
- 取付先希望欄の欄をクレーンに限定しないクレーン・デリック運転士免許をいうこと。
- 取付先希望欄の欄をクレーンに限定しないクレーン・デリック運転士免許をいうこと。（平成18年6月1日以前）
- 取付先希望欄の欄をクレーンに限定しないクレーン・デリック運転士免許をいうこと。

※同時に二つの申請を行う場合のうち、次の場合には、それぞれ別個の申請となり、申請書も個別に作成し、収入印紙もそれぞれについて貼付しなければなりません。

- 同時に2種類の免許申請を行う場合
- 新しい免許申請に併せ、既交付の免許証の再交付又は書替申請を行う場合  
（新たに試験に合格した方が、既交付の免許証の再交付、書替を申請する場合は、先に既交付の免許証の再交付、書替の申請を住所地の労働局（又は交付局）で行って下さい。）
- 新しい免許申請に併せ、既交付の免許証の免許更新申請を行う場合
- 免許更新申請と併せ、免許証の再交付又は書替申請を行う場合

収入印紙は、所定事項を全て記入した後にはり付けること。

